

# 勤務間インターバル助成金(仮称)

終業の時刻と始業の時刻の間を一定時間あけることを「勤務間インターバル」といいます。長時間労働の抑制に対して効果が期待されています。この「勤務間インターバル」を導入する企業に対して助成金の支給が検討されています。

## 【助成対象】

就業規則等の作成・変更費用、研修費用、労務管理用機器等の導入・更新費用等

## 【成果目標】

中小企業事業主が新規に勤務間インターバルを導入すること

## 【助成率、上限額】

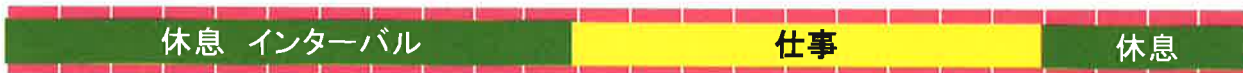
費用の3/4を助成、上限50万円



9時～18時の8時間勤務の場合、通常は、勤務インターバルは14時間あります。



8時間勤務の後、18時～24時まで残業となった場合、インターバルは9時間になってしまいます。



残業をしても、インターバルを11時間とするため、始業時刻を2時間遅らせ休息を確保します。



お問い合わせ

久保社会保険労務士法人

電話 (06) 6482-6312

メール kubokimi@sr-kubo.jp